

(7) 保育料について(令和6年7月1日現在)

保育料の決め方

毎月の保育料は、**世帯の「区民税の所得割額」**に基づき、決定します。
参照する「区民税の所得割額」の年度は、毎年9月に切り替わります。

【区民税の所得割額】

- 「所得割額」に「税額控除」を足した金額です。
- 税額控除とは、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除のことです。

【算定期間】

- 令和7年4月～8月分の保育料→令和6年度の区民税の所得割額(令和5年中の所得により算出)により算出
- 令和7年9月～令和8年8月分の保育料→令和7年度の区民税の所得割額(令和6年中の所得により算出)により算出

- 認可保育園では、区立・私立ともに、計算方法は同じです。
- 「保育短時間認定」の保育料は、「保育標準時間認定」の98.3%です。
- 毎月1日現在、保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず、その月分の保育料を負担していただきます。保育料は、日割り計算をしないため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- 食物アレルギー等でお弁当をお持ちいただいた場合や、やむを得ず長期欠席になった場合でも同額の保育料がかかります。
- 延長保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、延長保育料(区立園はP33参照、私立園は園ごとに異なります)を負担していただきます。
- 施設によっては、保育料以外に諸経費(制服代・スイミング代・行事費等)がかかる場合がありますので、各園にお問い合わせください。

保育料通知について

- 保育園へ新たに入園する方
→入所する月の前月末日までに決定し、通知にてお知らせいたします。ただし、スケジュールは変更になる場合があります。また、他の区市町村で課税されている場合は通知が遅れることがあります。
- 保育園へ通園中の方
→年2回通知をします。4月から8月分の保育料通知が3月下旬頃、9月から翌年3月分の保育料通知が8月下旬頃に届きます。

保育料無償化について

- 3歳～5歳児クラスは、無償です。
- 0歳～2歳児クラスは、第二子以降のお子さんは無償です。また、住民税非課税世帯は第一子のお子さんも無償です。
- 認可保育施設の無償化にあたり、保護者の手続き等は必要ありません。
- 第二子無償化にあたっては、就学や療養のために、住民基本台帳上、別の世帯・住所に監護するきょうだいがいる場合は、事実関係のわかる書類かつ生計を一にしていることがわかる書類等をご提出ください。該当のお子さんがいる場合は、入園相談係までご相談ください。
- 無償化となるのは、「保育標準時間」及び「保育短時間」の保育料です。延長保育料や実費は有償となります。
- 認可保育園のほか、認定こども園(保育の利用に係る部分)・地域型保育事業(小規模保育園、家庭福祉員、居宅訪問型保育事業、事業所内保育園)も対象となります。認証保育所等、認可保育施設以外の無償化については、P44をご覧ください。
- 認定こども園の「保育の利用に係る部分」以外の費用は有償となりますが、板橋区民の方の場合、有償となる費用の一部(特定負担額)に対する補助金を受けることができます。補助金についてはP9をご覧ください。
- 板橋区民で認可保育施設をご利用の場合(区外の認可保育施設を含む)、給食費はかかりません。他自治体民で板橋区の認可保育施設をご利用の方の給食費については、お住まいの自治体の基準によります。

保育料の納入方法

●認可保育園の場合

- ・保育料の支払期限は、毎月末です(月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)。
- ・保育料のお支払いは、口座振替をご利用ください。口座振替依頼書は、入所内定通知または保育料決定通知に同封しています。
- ・残高不足等により、保育料の引き落としができなかった場合は、翌月末に2か月分まとめて保育料を引き落としさせていただきます。それでもなお、引き落としができなかった場合は督促状を送付させていただきます。
- ・**すでに上のお子さんと口座振替を登録していても、下のお子さんが新しく入所した場合は、新たに登録手続きが必要です。**

●地域型保育施設・認定こども園の場合

保育料の支払期限・方法は、各施設により異なります。入所決定後、各施設へお問い合わせください。保育料は月額のため、日割りで計算することができません。

ひとり親世帯等の負担軽減について

下記①～③の世帯のうち、区民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、保育料は次ページで定めている額の100分の40となります。

①ひとり親の世帯

②以下の手帳または証書を所持している方がいる世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳

③要介護認定を受けている方がいる世帯

保育園の運営と保護者負担(保育料)について

認可保育施設は、保育料と公費(国費、都費、区費)によって運営しています。

また、保育料は、世帯収入に応じ、国が額を設定しており(以下「国基準徴収額」という。)、板橋区では国基準徴収額より低い額を設定することにより、利用世帯の負担軽減を図っています。

保育料は、保育の質の向上や、施設の安定した運営の持続のために使用されており、適正な額について定期的な見直しを図っています。